

平健保運収第5号  
令和5年11月8日

小平市長 小林洋子 殿

小平市国民健康保険運営協議会  
会長 宮寺賢一

答申書

令和5年9月27日付け平健保発第160号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

小平市国民健康保険条例の一部改正に係る諮問事項については、次のとおりである。

- (1) 産前産後期間の被保険者に係る小平市国民健康保険税(以下「保険税」という。)の免除措置については原案を適当と認める。
- (2) 保険税の税率改定については国民健康保険財政の健全化を計画的に進め、国民皆保険制度を堅持する観点から原案を適当と認めるが、現下の物価上昇や被保険者の経済状況などにも留意し、改定率の若干の緩和を図ることも考慮に値すると思料する。

なお、施行期日については原案を妥当と認める。

2 答申の経緯

今般本協議会に諮問された小平市国民健康保険条例の一部改正の内容は次の2つの項目から成っている。1つ目は産前産後期間の被保険者に係る国民健康保険税を免除する措置についてであり、2つ目は小平市国保財政健全化変更計画に基づく令和6年度からの税率改定についてである。これら2項目について答申に至る経緯を以下に示す。

(1) 産前産後期間の被保険者について、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3ヶ月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険税の所得割額と均等割額を免除するというものである。

市からは概要や、この措置による影響額などについて説明があり、委員からは、出産時期による免除の扱いの確認や、対象者の申請が円滑に行えるよう広報に万全を期すことを求めること、また被用者保険での制度との違いについて各保険者に共通したシンプルな制度が望ましいとの意見などが述べられたのち採決を行い、原案を適当と認めることに決したものである。

(2) 保険税の税率改定については、小平市国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）への対応及び医療給付費の増と国保事業納付金への対応として行うものであり、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせ7.2%の改定を行うことを予定している旨の説明がされ、審議ののち採決を行い、答申事項(2)に記載のとおり決したものである。

今回の税率改定の背景には、税率改定に関する本協議会への諮問及び本協議会からの答申に基づく税率の改定案が、令和3年度においては、市議会の賛同を得られず実現するに至らなかったこと、令和4年度においては、市議会での議論、長引くコロナ禍や物価高騰といった市民を取り巻く生活状況のきびしさなどを総合的に勘案した結果、市が見送った経緯がある。

このため、令和元年度に東京都に提出した小平市国保財政健全化計画が令和4年度に変更され、この変更計画に基づき今回の本協議会への税率改定の諮問となつたものと考えられる。

この間にも医療給付費や事業費納付金は増加を続け、国保運営基金からの繰入れや一般会計からの法定外（赤字）繰入金の増により対応してきたものの国保財政健全化には程遠いものとなっている。

従って、国保財政基盤を確かなものとし、安定した国民健康保険事業を運営していくためには、令和6年度に向けてこの税率改定が必須である旨の説明を受け審議を進めたものである。

なお、審議の中では、世界に誇れる国民皆保険制度を将来世代にまでつなげていくためには、一般会計からの法定外（赤字）繰入れを計画的に解消していく必要があり、当面の改定率として適当であるという意見、今回の改定率でやむを得ない

が、今後11年間で6回の税率改定を行い、40%の値上げはかなりの負担であり、若者の負担が増え、少子高齢化がますます進んでしまうと思うという意見、国民健康保険制度全般を俯瞰した検討が今後必要になるのではないかと思うという意見、低所得者に配慮することはできないかという意見、国保特別会計への赤字補てんとして一般会計からの繰入が常態化していることは問題との意見、税率の改定には賛成だが、物価上昇や被保険者の経済状況などにも留意し、改定率の若干の緩和を求めるとの意見、法定外繰入を解消し財政健全化を図ることは将来的に安定的な国保運営のため非常に大切なことであり、次世代に負担を残さないよう税率改定は避けられないとの意見、今回、さらに先延ばしとなると、今後さらに税率を上げなければならなくなるとの意見、法定外繰入金が令和5年度に解消する八王子市や東大和市の進め方を参考にすべきといった多様な意見が述べられた。

### 3 附帯意見

- (1) 保険税の改定と併せて、データヘルス計画に基づく保健事業を着実に推進すること
- (2) 保険税の一層の徴収率向上に努めること
- (3) 小平市国保財政健全化計画をおおむね2年に一度のペースで必要に応じて見直すとともに、着実に推進すること
- (4) 保険税の現状と課題について、市民にわかりやすい広報の仕方を工夫し、より一層理解が深められるように努めること